＜ 運 営 規 程 ＞

社会福祉法人 青森令和会
グループホーム きらら篠田

第１条（事業の目的）

この事業所が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護（以下、認知症対応型共同生活介護という）の事業は、要支援２以上であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第２条（運営の方針）

認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

２　認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って地域の一員として、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

３　認知症対応型共同生活介護は認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

４　共同生活住居における介護従業者は認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

５　認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

６　事業者自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

７　事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第３条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　グループホーム きらら篠田

（２）所在地　　〒038-0011　青森県青森市篠田３丁目 20－23

第４条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　２名（介護従業者を兼務…２名）

・ユニット及びユニット従業者の管理、認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）計画作成担当者　２名以上（介護従業者を兼務…２名）

・認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

（３）介護従業者　１４名（常勤…１２名、非常勤…２名）

・認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

第５条（利用定員）

この事業所の利用定員は、１階ユニット…９名、２階ユニット…９名の計１８名とする。

第６条（指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

要支援２以上であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭家的な環境の下で入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

利用者活動時間帯　　６：００ ～ ２０：００

第７条（利用料その他の費用の額）

認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の額とする。

２　前項に規定するもののほか、別紙の左欄に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、同表の右欄に定める額を徴収する。

３　敷金は、100,000 円とする。

４　各費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について文章により説明を行い同意を得るものとする。

第８条（サービス内容に関する苦情）

（１）当施設のお客様相談・苦情窓口

（受付担当者）　管理者 山崎圭介・木浪梢

（解決責任者）　管理者 山崎圭介・木浪梢

（ 電　話 ）　017－782－7051　　（ＦＡＸ）　017－782－7108

（受 付 日）　年中

（受付時間）　８：００ ～ １７：００

（２）苦情処理体制

原則として、受付担当者が対応するものとし、不在時等はその他職員でも対応する。

２　受付担当者が利用者・家族等から苦情・相談を受けた場合、内容を十分聞き取った上でその場で解決できるものについてはその場で返答する。

３　その場で解決・返答が困難な場合は解決責任者、受付担当者、対象となっている部門の責任者らと協議し返答する。必要に応じて各関係機関と連絡をとることとする。

４　解決の経過及び結果については、利用者・家族等に説明の上文書により回答する。

５　苦情・相談については、記録を残し保管するとともに再発防止に努めるものとする。

（３）行政機関その他苦情受付機関

青森市 福祉部 介護保険課	所在地　〒030-8555 青森市新町１丁目３−７ 電話番号　０１７−７３４−５２５７
青森県国民健康保険団体連合会 （苦情処理委員会）	所在地　〒030-0801 青森市新町２丁目４−１ 電話番号　０１７−７２３−１３０１
青森県運営適正化委員会	所在地　〒030-0822 青森市中央３丁目２０−３０ 電話番号　０１７−７３１−３０３９

第９条（緊急時の対応方法）

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医又は救急隊及び家族へ連絡して対応する。

第１０条（事故発生時の対応）

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに保険者の市町村、身元引受人、又は家族に連絡を行う。

また、事故の状況及び事故に際してとった対応について記録するとともに、その原因を解明し再発防止の為の対策を講ずる。なお、当事業所の介護サービスにより利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。

第１１条（非常災害対策）

防火管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、当事業所内の消防関係設備の保守・点検を委託及び目視等によって管理し非常災害に備えるため年２回以上、火災等を想定した避難・救出その他必要な訓練（夜間想定含む）及び地震等を想定した訓練を従業者に対して行う。また、その記録を残すとと

もに担当消防署との連携を図るものとする。

第１２条（身体拘束・虐待の禁止）

事業者及び従業者は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

２　サービスの提供にあたっては、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・生活歴を理解した上で身体拘束を行わないサービスの提供に努める。

３　当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、管理者を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３要件のすべてを満たした場合のみ、利用者・身元引受人又はご家族様への説明・同意を得て行うものとする。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するべく努力するものとする。

４　事業者は、３カ月に１回以上の外部・内部の研修や虐待防止マニュアルに基づいた勉強会の実施等により、従業者へ教育を行う。

５　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第１３条（金銭の管理）

当事業所で管理するよう家族から依頼された金銭に関しては、出納帳を個別に作成し、入金時には領収書を発行する。また毎月の使用状況をお知らせするものとする。

第１９条（入居にあたっての留意事項）

入居にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

（１）利用者は、管理者・計画作成担当者及び介護従業者の支援による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（２）利用者が外出・外泊を希望する場合には、外出・外泊用紙に記入し管理者に届け出るものとする。

（３）利用者は、健康に留意するものとする。

（４）利用者は、共同生活住居の清潔・整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

２　利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

（１）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

（２）けんか・口論・泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

（３）共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（４）指定した場所以外で火気を用いること。

（５）故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

（６）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（７）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（８）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第２０条（その他運営に関する重要事項）

介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修 … 採用後３ヵ月程度

（２）継続研修　 … 随時

（３）職場外研修 … 随時（経験等に応じた研修に参加）

２　従業者及び従業者であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業者は、従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　事業者は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

６　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人青森令和会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則．この規程は、令和　５年　１２月　１日から施行する。

【別紙】

	項　目	日　額	月　額 （例：３０日間の場合）
生活基本料	家 賃	１日　１，０００円	３０，０００円
	個室の光熱費 （通年）	１日　　３５０円	１０，５００円
	冷暖房費 （7～8月、１１～4月）	１日　　３００円	９，０００円
	共有スペースの水道光熱費	１日　　３５０円	１０，５００円
	食材料費 （おやつ込）	１日　１，３５０円	４０，５００円
その他費用	理・美容代	実　費	
	オムツ各種代	実　費	
	介護保険料 医療費	実　費	
	個人消耗品等	実　費	
	家電製品等私的利用に係る料金	入居時又は持ち込み時に協議の上、双方が合意した金額	

注）「家電製品等私的利用に係る料金」とは、利用者が当該居室内で自宅等からの持ち込みにより、個別に使用・利用する場合の料金となります。内訳として、追加光熱費、維持管理等のための料金となります。

グループホーム きらら篠田